

特別養護老人ホーム カナン 利用料金表

(令和6年 8月現在)

1. 介護サービス費(介護保険一割負担分)

	利用者負担段階※1	施設サービス費 (一日あたり・単位)	加算(1日あたりの単位)※3				1日の負担金 (円)※4	一月の負担金 (30日間・円)	高額サービス費支給の場合 負担上限額※2
			看護体制加算(I)	サービス提供体制強化加算III	日常生活継続支援加算2	夜勤職員配置加算II1			
要介護1	第1段階	682		6		46	746	22,380	15,000
	第2段階	682		6		46	746	22,380	15,000
	第3段階	682		6		46	746	22,380	24,600
	第4段階	682		6		46	746	22,380	44,400
要介護2	第1段階	753		6		46	818	24,540	15,000
	第2段階	753		6		46	818	24,540	15,000
	第3段階	753		6		46	818	24,540	24,600
	第4段階	753		6		46	818	24,540	44,400
要介護3	第1段階	828		6		46	894	26,820	15,000
	第2段階	828		6		46	894	26,820	15,000
	第3段階	828		6		46	894	26,820	24,600
	第4段階	828		6		46	894	26,820	44,400
要介護4	第1段階	901		6		46	968	29,040	15,000
	第2段階	901		6		46	968	29,040	15,000
	第3段階	901		6		46	968	29,040	24,600
	第4段階	901		6		46	968	29,040	44,400
要介護5	第1段階	971		6		46	1,039	31,170	15,000
	第2段階	971		6		46	1,039	31,170	15,000
	第3段階	971		6		46	1,039	31,170	24,600
	第4段階	971		6		46	1,039	31,170	44,400

※1・※2の詳細については、裏面を参照願います。

※3は職員配置状況により内容が変動する場合があります。

※4は地域区分で新潟市 7級地の ×10.14を計算されています。

2. 食費及び居住費(利用者負担軽減者等の対象の方は、認定に基づいた料金になります)

(単位:円)

	1日の料金				1月の料金(30日間)			
	食費	その他の食費	居住費	合計	食費	その他の食費	居住費	合計
第1段階	300	120	880	1,300	9,000	3,600	26,400	39,000
第2段階	390	120	880	1,390	11,700	3,600	26,400	41,700
第3段階①	650	120	1,370	2,140	19,500	3,600	41,100	64,200
第3段階②	1,360	120	1,370	2,850	40,800	3,600	41,100	85,500
第4段階	1,430	120	2,100	3,650	42,900	3,600	63,000	109,500

※ 入院・外泊中も居住費をお支払いいただきます。

3. その他の加算等(介護保険適用)がかかる場合があります。

加算項目	単位	内容
入院・外泊時費用	246	入院または外泊時にサービス費に代えて算定されます(一月に6日間まで)(1日)
初期加算	30	入所日から30日間加算されます(1日)
療養食加算	6	厚生労働省が定める療養食を提供した場合に加算されます(1回)(1日に3回まで)
若年性認知症入所者受入加算	120	64歳以下の認知症の入所者に対して特別なケアを行う際に加算されます(1日)
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の11.3%	算定要件を満たし、介護職員の処遇改善計画に基づいた処遇改善を行う場合に加算されます

4. その他の費用(ご利用の場合、実費がかかります)

理容代	利用された場合、実費をご負担いただきます
特別な食事代	ご希望により、特別な食事を提供した場合は、それに要した実費をご負担いただきます
日用品の購入費	ご希望により、必要な日常生活品を施設が提供した場合、その実費をお支払いいただきます
レクリエーション等の費用	ご希望により、教養娯楽として必要な物を購入・使用した場合、その実費をお支払いいただきます
健康管理費用	インフルエンザの予防接種等の実費をお支払いいただきます
電化製品電気代	居室でご使用の電化製品1点につき1日30円をご負担いただきます(小型の電化製品や髭剃りなどの充電は除きます)

◎利用者負担段階について

第1段階	世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	
第2段階	世帯全員が 市民税非課税	年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階		第1段階・第2段階以外の方
第4段階	上記以外の方	

○第1段階～第2段階の方には、新潟市より「介護保険負担限度額認定証」が交付されており、食費・居住費が認定証に記載の額に減額されます

○段階は介護保険料の算定明細書に記載されています

◎高額介護サービス費について

○居住費・食費を除く1ヶ月の介護保険一割負担金の合計額が、所得に応じて定められている上限額を超えた場合に超えた分が高額介護サービス費として支給されます

○支給は世帯単位です

○同世帯の複数の方がサービスを利用した場合、負担上限額から全員の1割負担合計額を超えた分が支給されます

○ご利用料金をお支払いいただいた後、ご入居者様の方で新潟市に支給手続きを行うことで支給されます。

《例》 要介護5のご入居者様が1ヶ月(30日)ご利用した場合

利用者負担段階	負担額の上限(月額)	介護保険の一割負担金 (1ヶ月(30日)の料金)	高額サービス費 支給額	ご入所者様への請求額 (施設へのお支払額)
第1段階	15,000	31,170	16,170	15,000
第2段階	15,000	31,170	16,170	15,000
第3段階	24,600	31,170	6,570	24,600
第4段階	44,400	31,170	0	31,170